

鹿屋市「週休2日」試行工事（発注者指定型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業界の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的に、鹿屋市（以下「市」という。）が指定する建設工事において、「週休2日」試行工事（発注者指定型）（以下「週休2日試行工事」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日 対象期間において、1週間のうち土曜日及び日曜日の休日取得を目標に、次に掲げる4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所することをいう。

ア 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間のうち、次に掲げる期間を除く期間をいう。

ア 夏季休暇3日間

イ 年末年始6日間

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事の全部を一時中止している期間

オ 市による緊急又は応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

(3) 4週8休 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月（28日間）毎に現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で

は28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務的作業等を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日試行工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として建設部、農林商工部及び上下水道部が所管する事業（営繕事業を除く。）の全ての工事とする。ただし、社会的要請等により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、週休2日試行工事の対象外とすることができる。

2 市は、対象工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日試行工事の対象工事であることを明示するものとする。

（実施手続）

第4条 対象工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、施工計画書の提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した休日取得計画実績表（別記第1号様式。以下「計画実績表」という。）を市に提出しなければならない。

2 受注者は、週休2日試行工事である旨を記した標示板（別記第2号様式）を工事の標示施設に明示しなければならない。

3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について市に提示し、現場閉所の状況について確認を受けなければならない。

4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に、休日の取得実績を記載した計画実績表を市に提出しなければならない。

5 受注者は、市から休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

（工事費の積算）

第5条 市は、週休2日試行工事の発注に当たっては、次の各号に掲げる通期の4週8休以上の休日確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

(1) 建設部及び上下水道部が所管する事業

- ア 労務費 1.02
- イ 機械経費（賃料） 1.02
- ウ 共通仮設費 1.02
- エ 現場管理費 1.03

(2) 農林商工部が所管する農業土木事業

- ア 労務費 1.05
- イ 機械経費（賃料） 1.04
- ウ 共通仮設費 1.04
- エ 現場管理費 1.09

(3) 農林商工部が所管する森林土木事業

- ア 労務費 1.05
- イ 機械経費（賃料） 1.04
- ウ 共通仮設費 1.04
- エ 現場管理費 1.06

2 市は、建設部及び上下水道部が所管する事業において、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たない工事については、補正係数を除した変更を行うものとする。

なお、月単位の4週8休を達成している場合は、次に掲げる月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。

(1) 建設部及び上下水道部が所管する事業

- ア 労務費 1.04
- イ 機械経費（賃料） 1.02
- ウ 共通仮設費 1.03
- エ 現場管理費 1.05

3 市は、農林商工部が所管する農業土木事業において、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たない工事については、次の各号に掲げる達成状況に

応じた補正係数を乗じた上で減額変更するものとする。

なお、森林土木事業においては、補正係数を除した変更を行うものとする。

- (1) 農林商工部が所管する農業土木事業において、4週7休以上4週8休未満
(現場閉所率が25.0%以上28.5%未満)の場合

ア 労務費 1.03

イ 機械経費(賃料) 1.03

ウ 共通仮設費 1.03

エ 現場管理費 1.07

- (2) 農林商工部が所管する農業土木事業において、4週6休以上4週7休未満
(現場閉所率が21.4%以上25.0%未満)の場合

ア 労務費 1.01

イ 機械経費(賃料) 1.01

ウ 共通仮設費 1.02

エ 現場管理費 1.05

- 4 前3項の規定にかかわらず、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

(工事成績評定の取り扱い)

第6条 建設部、上下水道部が所管する事業及び農林商工部が所管する森林土木事業において、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

なお、対象期間において、月単位の週休2日(28.5%)以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

(実施証明)

第7条 市長は、受注者が週休2日を達成した場合は、鹿屋市週休2日試行工事实施証明書(別記第3号様式)を受注者に発行する。

(留意事項)

第8条 週休2日試行工事の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 市は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日に作業が発生する指示等は行わないこと。
 - (2) 市は、受注者から協議等を求められたときは、速やかに対応すること。
 - (3) 現場条件の変更等による工期延長は、従来と同様の取扱いとすること。
 - (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の下請工事に該当しないものは、現場での作業の対象としないこと。
 - (5) 市、受注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
 - (6) 市は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めないこと。
- (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行し、令和4年4月1日以後に発注した工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月5日から施行する。

別表（第5条関係）

建設部及び上下水道部が所管する事業

名称	区分	補正係数	
		通期の 4週8休以上	月単位の 4週8休以上
鉄筋工		1. 0 2	1. 0 4
ガス圧接工		1. 0 2	1. 0 3
インターロッキングブロック工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 0 2	1. 0 4
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工（落石防止網）		1. 0 1	1. 0 2
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去・移設	1. 0 2	1. 0 3
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
法面工		1. 0 1	1. 0 2
吹付砕工		1. 0 1	1. 0 3
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 0 2	1. 0 3
道路植栽工	植樹	1. 0 2	1. 0 4
	せん定	1. 0 2	1. 0 4
公園植栽工		1. 0 2	1. 0 4
橋りょう用伸縮継手装置設置工		1. 0 1	1. 0 2
橋りょう用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 2	1. 0 4
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 1
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 2
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1. 0 1	1. 0 1

農林商工部が所管する事業

名称	区分	補正係数			
		農業土木事業			森林土木事業
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01	1.05
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01	1.04
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02	1.01	1.00	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01	1.03
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.05
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.04	1.03	1.01	1.04
	移設				1.04
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	1.02
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.05
法面工		1.02	1.01	1.00	1.02
吹付砕工		1.03	1.02	1.01	1.03
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00	1.02
橋りょう用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00	
橋りょう用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01	
橋面防水工		1.02	1.01	1.00	
鉄筋挿入工(ロックボルト工)					1.03

第1号様式（第4条関係）

工事名 :
 工事着手日 : ※西暦入力
 工事完成届出日(予定) : 工事期間 : #VALUE!

休日相当	残数
28.5%以上:通期の4週8休	72
25.0%以上:通期の4週7休	63
21.4%以上:通期の4週6休	54

1	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
目標達成	NG

2	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
日単位達成	NG

3	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
日単位達成	NG

4	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
日単位達成	NG

5	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
目標達成	NG

6	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
目単位達成	NG

7	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
月単位達成	NG

8	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
目標達成	NG

9	
休暇等	0
対象期間	28
計画日数	0
計画率	0.0%
閉所日数	0
現場閉所率	0.0%
日単位達成	NG

ご迷惑をおかけします

「週休2日」試行工事

**〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています**

**令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:30~17:00**

道路改良工事

発注者 鹿屋市 〇〇〇〇課

**施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 0000-00-0000
電話 0000-00-0000**

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 

鹿屋市週休2日試行工事実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

記

1 工事名

2 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成年月日 年 月 日

4 週休2日実施内容

- ☐ 4週8休（通期）を達成した。
- ☐ 4週8休（月単位）を達成した。

鹿屋市「週休２日」試行工事（発注者指定型）実施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	通期の４週８休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【要領第５条関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨を記載 【要領第３条第２項関係】
↓	契約後	実施手続	施行計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」（第１号様式）を提出 【要領第４条第１項関係】
↓	実施中	準備	工事の標示施設に「週休２日」試行工事である旨を明示 【要領第４条第２項関係】
		現場閉所の確認	月に１回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等について市に提示し、現場閉所の状況について確認を受ける 【要領第４条第３項関係】
		実施報告①	実施の結果、通期の４週８休に満たない場合は、所管事業部ごとの取扱いに沿って、補正分を減額変更。建設部及び上下水道部が所管する事業において、月単位の４週８休を達成した場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更。 【要領第４条第４項関係】
↓	完成時	実施報告②	工事完了後に最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【要領第４条第４項関係】
↓	完成後	成績評定	現場閉所を確認できる資料等により休日の取得実績を確認 【要領第４条第５項関係】
		—	建設部、上下水道部が所管する事業及び農林商工部が所管する森林土木事業において、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、点数を減ずる。 対象期間において、月単位の週休２日を達成した場合は、加点評価。 【要領第６条関係】